

青色申告

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

蒲田会報

No. 815

令和5年4月号

ホームページのパスワード
d2tb

発行人 江川慎郎

ご確認ください

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正し、また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることができます。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正する場合があります。また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定する場合があります。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合には、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

振替納税等

○ 振替納税の手続きをされている方

確実に振替納税出来るよう、振替納付日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り、利用できます。

令和4年分の所得税の確定申告分（第3期分）の口座振替日は、令和5年4月24日(月)、消費税及び地方消費税の口座振替日は、令和5年4月27日(木)です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

○ 延納の届出をした方

申告書第一表の延納の届出欄に「申告期限までに納付する金額（2分の1以上）」及び「延納届出額」を記入した方は、延納届出額を令和5年5月31日(水)までに納付してください（振替納税の手続きをされている方は、口座振替されます）。

※保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の
7年間
の日の属する年の翌年3月15日の翌日から
の日の属する年の翌年3月15日の翌日から
（又は5年間）となります。
7年間
の日の属する年の翌年3月15日の翌日から
（又は5年間）となります。
7年間
の日の属する年の翌年3月15日の翌日から
（又は5年間）となります。

保存が必要なもの		保存期間	
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は、5年)
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）	5年

◆青色申告者の帳簿書類の保存期間について
左記のとおり、令和4年分の帳簿等は令和12年まで保存義務があります。

ワンポイント情報

青色共済へのご加入をご検討ください！！！

青色共済は、疾病等による死亡・入院が発生したとき等にお見舞金が給付される、会員相互の助け合い制度です。85歳6ヶ月まで継続加入ができ、傘寿金の給付を受けて自動脱退となります。

青色共済会費は、月額1人1,000円。便利な口座振替をご利用いただけます。

また、青色共済加入者は、健康診断「青色ドック」の標準検査を特別料金で受診できます。

新規のご加入資格は、加入時現在、健康で正常に業務に従事している昭和32年11月2日～平成20年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方です。

都税だより

★固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続はお済みですか？（23区内）

住所の移転等で区役所等への住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先は変更されません。登記手続がお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋が所在する区にある都税事務所にご提出いただくか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」から、送付先変更の手続を行ってください。

☆固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理制度をご存知ですか？

なお、右記手続は23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の名義人の氏名及び不動産登記簿上の所有者の住所・氏名を変更することはできませんので、ご注意ください。また、海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎お願い
事業や引越し等で申告会への届出内容に変更がある場合は、事務局へご連絡ください。

二月 事業報告

一日～五日	所得税確定申告指導会・事務局
七日・二〇日・二二日	消費税確定申告指導会
三〇日	執行部会

簡易帳簿	複式簿記	記帳方法	内 容	◎記帳方法等と青色申告特別控除について
簡単な不動産所得者など	貸借対照表を作成	事業所得者や事業的規模を正規の簿記の原則により記帳し、簿記の計算書と青色申告特別控除	55万円(最高) (一定の要件により 65万円(最高))	

